

広島県告示第五百七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

東広島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
平成二六年一月四日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市役所安芸津支所
平成二六年一月五日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市八本松地域センター
平成二六年一月六日	午前一〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合黒瀬支店
平成二六年一月七日	午前一〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合「となりの農家」西条店隣接倉庫
平成二六年一月一〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合志和グリーンセンター
平成二六年一月一日	午前一〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合南部農機センター
平成二六年一月二日	午前一〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合向陽支店
平成二六年一月三日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市役所豊栄支所
平成二六年一月四日	午前一〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合宮農経済部
平成二六年一月七日	午前一〇時三〇分～午後三時	東広島市役所福富支所
平成二六年一月八日	午前一〇時三〇分～午後三時	河内保健福祉センター
平成二六年一月九日	午前一〇時三〇分～午後三時	広島中央農業協同組合「となりの農家」西条店隣接倉庫

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成二六年一月四日、 平成二七年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会